

石福総第 350 号

平成27年5月22日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

平成27年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの
利用及び提供について（諮問）

臨時福祉給付金支給は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、暫定的・臨時的措置として支給するものです。

本給付金の給付にあたっては、あらかじめ給付対象リストを作成し給付対象者に直接申請書を送付するもので、申請者の利便性に配慮し、かつ事務的にも効率的に手続きを進められるものであり、対象者が着実に給付金を得られるようにするために非常に効果的であると考えております。

このことから、本給付事務の実施にあたり、給付対象者を抽出するために市民税課税状況データの利用が必要であるため、課税状況データの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

1 個人情報内容

① 対象者

市町村民税（均等割）が課税されていない者

② 情報内容

別紙

（保健福祉部福祉総務課）

平成２７年５月２２日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成２７年５月２２日付石福総第３５０号をもって諮問のありました、平成２７年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供について、を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。